

第 390 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 5 月 17 日 14 時 00 分～15 時 00 分
2. 開催場所 対馬振興局本館 会議室
3. 通知年月日 令和 6 年 5 月 9 日
4. 告示年月日 令和 6 年 5 月 9 日
5. 出席者
(委 員) 植木 忠勝、二宮 昌彦、船津 博也、水主川 澄男、
部原 政夫、阿比留 和秀、神田 満男、川本 治源、吉田 栄
(事務局) 太田事務局長、市山事務局次長、阪口係長
6. 欠席者 豊田 功己
7. 傍聴者 なし
8. 議 題 第 1 号議案 対馬海区漁場計画の変更 (案) について (諮問)
第 2 号議案 対区第 1306 号、対区第 1308 号及び対区第 1310 号第 1 種くろ
まぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について (諮問)
9. その他
10. 議 事

(14 時 00 分 開始)

事務局 ただ今より、第 390 回対馬海区漁業調整委員会を、開催いたします。始めに、部原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

事務局 本年度より対馬海区漁業調整委員会事務局係長を拝命しました阪口でございます。よろしくお願いします。

会 長 それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、豊田委員から欠席の連絡があっておりますが、定員 10 名中、9 名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

会 長 それでは、これより議事に入ります。
本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本日の議事録署名人は、「船津委員」と「水主川委員」にお願いします。

会 長 今回の議題は、お手元の資料のとおり、
第 1 号議案 対馬海区漁場計画の変更 (案) について (諮問)
第 2 号議案 対区第 1306 号、対区第 1308 号及び対区第 1310 号第 1 種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について (諮問)
その他
となっております。

会 長	それでは、第 1 号議案 「対馬海区漁場計画の変更（案）について（諮問）」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきまして、その後説明いたします。 （諮問文朗読） （事務局より概要説明）
会 長	公聴会の開催時刻になりましたので、ここで委員会を休会し、公聴会を開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。
委 員	異議なし
会 長	ご異議ないようですので、委員会を休会します。 （委員会休会 14 時 15 分） （公聴会開会 14 時 15 分） ※委員会再開 （委員会再開 14 時 25 分）
事務局	（事務局より引き続き概要説明）
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
阿比留委員	面積はどれくらいか。
事務局	長さが 200m、幅が 25 から 30m の 5,000 平米程度。
阿比留委員	あこやの母貝養殖と聞いているが、その程度の面積で大丈夫か。5,6 本しか入らないと思うが。
事務局	漁場利用計画書によると、おっしゃる通り生簀の設置台数は 5 本、生簀のヒビの規模は浮き球から筏が 200m 5 本、養殖数量が個数で 50 万です。
阿比留委員	50 万も入るのだろうか。ありがとうございます。
会 長	他にご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第 1 号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」は、諮問原案のとおり公示することに、ご異議ございませんか。
委 員	（異議なし）
会 長	ご異議ないようですので、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。

	続きまして、引き続き、第2号議案「対区第1306号、対区第1308号及び対区第1310号第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問）」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきますして、その後説明いたします。 （諮問文朗読） （事務局より概要説明）
会 長	意見の聴取の開催時刻になりましたので、ここで委員会を休会し、意見の聴取を開催したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。
委 員	異議なし
会 長	ご異議ないようですので、委員会を休会します。 （委員会休会 14 時 35 分） （意見の聴取開会 14 時 35 分） ※委員会再開 （委員会再開 14 時 45 分）
委 員	（事務局より引き続き概要説明）
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
阿比留委員	1310 号の総面積はいくつか。わかったらでよい。
事務局	今、回答を持ち合わせていません。
阿比留委員	わかりました。
植木委員	対区第1306号の免許内容において「1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,007尾を超えてはならない」とあるが、同じ面積で変更前より活込尾数が多くなっても、問題はないのか。
事務局	変更後に活込尾数が増えたとしても、同漁協内の他のくろまぐろ用生簀と比較し、面積当たりの活込尾数は少なく、薄飼いができていると漁業振興課より確認がとれております。
阿比留委員	要するに漁協内部で融通し合うといった内容であり、漁協内部で合意が取れていれば、最終的には通常総会で通れば、問題はない。しかし、別漁協同士の融通の話になれば、話は別になる。
植木委員	わかりました。

船津委員	私たちの経験上ハマチ養殖を 10 年程度やった経験があるが、食べ残しの餌や糞が 1-1.5m ほど堆積しているのが調査で分かったことがある。今後、この養殖場で海底の調査がなされるかどうか教えてほしい。
事務局	漁場改善計画の中で今回の地区において、年に 1 回水質、底質調査が行われる予定であり、今後も、環境負荷がないかということ引き続き調査で追いかけていくことになっております。
船津委員	ありがとうございます。
水主川委員	事務局に追加して、犬吠地区周辺ではあこや貝の養殖がなされており、水質調査は嚴重にやられております。
会 長	他にご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第 2 号議案「対区第 1306 号、対区第 1308 号及び対区第 1310 号第 1 種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問）」は、諮問原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することに、ご異議ございませんか。
委 員	（異議なし）
会 長	ご異議ないようですので、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。
会 長	以上で本日の議題は終了しました。続きまして、「その他」といたします。 その他（1）「令和 5 管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について」、事務局の説明を求めます。
事務局	（概要説明）
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
植木委員	中型まき網ばかり融通されているように見えるが、今対馬では定置網等でさばの漁獲が多い。現在の水揚げを維持していても良いか。水揚げの中止を要請されることはあるのか。
事務局	今回 5,000 トンの追加がありましたが、その内訳は中型まき網に 4,800 トン、そして残りの 200 トンは定置網漁業、漁船漁業の含まれるその他漁業の見合として管理されることから定置網等が水揚げ中止になるようことはないと考えております。
植木委員	近年ないほど、さばが豊漁であり、採捕停止になることが心配だったので質問をした。

事務局	県としても、採捕停止にならないように、また定置網漁業、漁船漁業の含まれるその他漁業にも影響が出ないようにすることを大前提に考えながら、必要な融通措置等を行っていきたいと考えております。
会 長	他にご意見等ございませんか。 (意見等なし)
会 長	委員の皆様、県から何かございませんか。 (意見等なし)
会 長	それでは、以上をもちまして、第 390 回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。 ご審議ありがとうございました。

(15 時 00 分 終了)